

春日部市広告掲載納税通知用封筒の作成及び無償提供に関する協定書

春日部市（以下「甲」という。）と ●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により、春日部市広告掲載納税通知用封筒の作成及び無償提供に関する協定書を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、春日部市広告掲載要綱、春日部市広告掲載納税通知用封筒の無償提供に関する基準、春日部市広告掲載納税通知用封筒の無償提供者募集要領、及びこの協定を誠実に遵守、履行するものとする。

（封筒の作製及び無償提供）

第2条 乙は、封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、封筒を作製し、甲に無償提供するものとする。

2 乙は、作製に係る一切の費用を負担するものとする。

3 乙は、封筒の作製を行うにあたっては、事前に広告主の会社概要、事業内容及び広告掲載内容等を甲に報告し、掲載について甲の承認を受けるものとする。

（協定期間）

第3条 本協定書の有効期間は、本協定書締結日から令和10年3月31日までとする。

（封筒の規格及び納品）

第4条 封筒の規格は、別に定める仕様書のとおりとし、甲の指定した場所に乙が納品するものとする。

（封筒の瑕疵に対する責任）

第5条 乙は、封筒機能に瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替の封筒を甲に提供するものとする。

（広告主の募集等）

第6条 乙は、広告主の募集にあたっては、封筒作製の趣旨、春日部市広告掲載要綱で定める基準等について広告主に対し十分な説明を行うものとする。

2 甲は、乙が広告主の募集を行うにあたり、封筒作製の趣旨等について広告主が甲に説明を求めた場合は、必要に応じ、当該広告主に対し説明を行うものとする。

3 乙は、広告主の募集及び広告の作製にあたっては、乙が広告主の募集者であり、かつ、広告を作製する者であることを明確にし、広告主及び広告主の募集の広告を見るものがこれらの事項について誤解をすることのないよう十分に配慮するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとする。ただし、あらかじめその内容を明らかにして相手方の承認を得たときは、この限りでないものとする。

（暴力団の排除）

第8条 乙は、甲に対し、次の各号のことを確約する。

（1）役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人その他の団体である場合にはその役員、その支店の代表者又は常時契約を締結する事務所、営業所その他これらに類

するものの代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)に該当しないこと。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しないこと。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しないこと。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙と協議し、その後も乙の改善が認められない場合には、この協定を解除することができる。この場合、乙は、速やかに封筒を回収し、これにより乙に損害が生じた場合においても、甲はその責めを負わない。

(1) 乙が、協定書記載の項目に違反したとき。

(2) 乙が、故意に協定書記載事項の履行を遅延し、又は不正な行為があったとき。

(3) 乙が、正当な理由なく期限内に協定書記載事項を履行する見込みがないと認められたとき。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この協定に関して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この協定が終了、又は解除された後においても、同様とする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
春日部市
春日部市長 岩谷 一弘

乙